

残業削減雇用維持奨励金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主に対して、助成及び援助することを目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、当該事業所において事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
- ③ 売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値がその直前3か月間又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所（中小企業の場合は、直近の決算等の経常損益が赤字であれば、5%未満でも可）の事業主
- ④ 残業（所定労働時間外の労働）の削減について、以下の事項について、あらかじめ、労働組合（労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）との間で、書面による協定を締結し、これを踏まえた残業削減に係る計画届を事前に届け出ている事業主
 - a 残業削減を実施する期間
 - b 削減する残業時間
 - c 残業削減の対象となる労働者の範囲
- ⑤ 判定期間（計画届において事業主が指定した1年間の初日から、6か月ごとに区分した期間）における事業所労働者（事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者）1人1月当たりの残業時間が、比較期間（計画届の提出月の前月又は前々月から遡った6か月間）の平均と比して2分の1以上かつ5時間以上削減されている事業主
- ⑥ 判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して、5分の4以上である事業主
- ⑦ 計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等※をしていない事業主

※ 解雇等・・・雇用している労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

【支給内容】

支給額

支給額（年額）	有期契約労働者（1人当たり：上限100人）	派遣労働者（1人当たり：上限100人）
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

（平成21年4月現在）